

障害のある職員の活躍を推進するための取組実施状況

取り組み内容

- 障害者職業生活相談員を中心とした面談（適宜）
- 各所属での面談（適宜）
- 障害者ジョブコーチの採用試験を実施※令和5年度新規取組
 障害等を有する職員の、雇用後のサポート体制を充実させるため、障害者ジョブコーチの採用試験を実施（募集期間令和5年10月～11月）
- 困りごとの把握及び就労支援機器の導入
 障害のある職員が職業生活で困っていることがあれば、本人（又は所属長、周囲の職員）が、その困りごとについて、所定の様式（相談シート）又は任意の様式にて、障害者職業生活相談窓口へメールで提出。
 上記の内容に基づき、適宜、障害者職業生活相談員等が、本人や所属長等から困りごとを聴き取り、必要な支援方法を一緒に検討していく。
 上記の相談の中で就労支援機器の要望があり、検討した結果、その導入が必要と判断された場合は、職員室へ申請する。
<相談から申請・導入までのイメージ>

障害のある職員	所属長	職員室	機器販売業者
最初に、障害者職業生活相談員等が、本人や所属長等から、困りごとを聞き取り、支援策及び機器の要否などを検討します。			
・ 機器の使用開始	・ 職員室へ申請 ・ 機器の預かり	・ 申請受付 ・ 入札等の実施 ・ 業者の決定 ・ 機器の調達 ・ 機器の貸与(※)	・ 応札 ・ 機器の販売

申請対象の機器

- ① 本来業務で使用する機器（日常生活の中でも利用する機器は原則除く）
 - ② 備品購入となる機器（配属職場の消耗品等として調達できるものを除く）
- ※ 上記の機器以外に代替手段がなく、業務効率の改善や安全性の向上が見込めること
 使用経験がない機器の場合には、一定期間、レンタル品などを試用した上で、導入の要否を検討する場合あり。

令和5年度の実績

相談件数：1件

機器購入：1件（昇降デスクの購入）